

平成25年度経営所得安定対策(旧 農業者戸別所得補償制度)について

問 富士見町地域農業再生協議会事務局(産業課 農林係 ☎62-9222)
農林水産省 関東農政局 松本地域センター ☎0263-47-2001

●事業の目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、転作作物への作付転換を促します。(国の補助事業)

※平成24年度まで実施された農業者戸別所得補償制度(いわゆる転作の補助制度)が、昨年末の政権交代により名称が変更され実施されます。補助内容については基本的には昨年と変更ありません。(平成26年度以降のあり方については、国により今後検討されていくこととしています)



●対象者

出荷・販売を目的として作物を生産(耕作)する販売農家の方。

※出荷・販売が無い方(自家消費等)については補助の対象とはなりません。

●補助の内容(仕組みや単価は、平成24年度と同じです)

対象		助成名称	補償内容	
水田	主食用米	米の直接支払交付金(旧 米の所得補償交付金)	15,000円/10a	・作付面積から一律10aを控除して補助。 ・米価が標準的な販売額を下回った場合、その差額も補填。
水田の転作	①麦・大豆・飼料作物	水田活用の直接支払交付金(旧 水田活用の所得補償交付金)	35,000円/10a	・戦略作物については、販売先(出荷先)との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。 ・作付面積に応じて補助。
	②米粉用米・飼料用米・WCS用稲		80,000円/10a	
	③そば・なたね加工用米		20,000円/10a	
その他	その他の転作作物(野菜・花卉・果樹等)	産地資金	10,000円/10aを基本	・作付面積に応じて補助。
水田・畑	そば・麦・大豆・なたね	畑作物の直接支払交付金(数量払)(旧 畑作物の所得補償交付金)	出荷数量に応じて補助	・播種前に販売先(出荷先)との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。 ・麦・大豆・なたねについては、出荷前に農産物検査を受けなければ、出荷数量に応じた補助を受けることができません。

●農業者を対象とした個別相談会

【日時】3月28日(土) 午前10時~正午 【対象】全町

【場所】コミュニティ・プラザ 2階大会議室 【持ち物】集落等から配付される書類一式、印鑑、筆記用具等

地籍図等の複写についてのお願い

問 財務課 町税係 ☎62-9124

地籍図等の複写について、平成25年4月1日より下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●地籍図の複写(白図) 1枚 300円

●航空写真のみの複写 1枚 300円

※平成25年4月1日より白図と航空写真を併せた図面はお出しできませんのでご了承ください。



地籍図(白図)



航空写真

(イメージ)